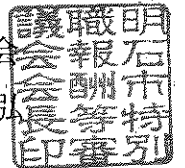


平成 27(2015)年 5 月 29 日

明石市長 泉 房 穂 様

「 意 見 申 出 書 」

明石市特別職報酬等審議会  
会 長 佐々木 弘



みだしのことにつきまして、次のとおり、意見の申し出を行います。

1 はじめに

本審議会は、これまで、市長をはじめとする常勤の特別職及び議員の報酬等のあり方について、公正で公平な立場から、審議を行い、意見の申し出を行ってきました。

加えて、平成26年度においては、本審議会の所管事項ではありませんでしたが、市長から、非常勤の行政委員会委員の報酬のあり方について、意見の取りまとめの依頼を受け、慎重な調査・審議等を行い、報酬の水準及び支給形態に係る意見の申し出を行ったところです。

このたびの本審議会については、前委員の任期満了に伴い、新たな公募委員を加え、引き続き、より市民目線で、一層公正かつ公平な立場から、各種資料に基づき、可能な限り様々な観点で、慎重に審議等を行った結果、特別職の報酬等について、次のとおり、申し出を行うこととします。

2 これまでの答申の概要

これまでの審議会においては、本市一般職の給料月額等の改定状況及び本市の財政状況並びに他都市との比較、民間企業の給与等の状況、社会経済情勢、そして市民目線など、できるだけ幅広く検討のうえ、適正な報酬等の水準について、答申を行ってきました。

(1) 市長をはじめとする常勤の特別職

① 給料月額

一般職の最高位である部長級職員の給料月額改定率を参考に、財政状況等他の要素も加味して改定率を決定しています。

② 退職手当

一般職のように、国家公務員に準拠するといった基準はありませんが、他都市等との相対的な均衡により判断することが適当であると考え、県下で最も低い兵庫県市町村職員退職手当組合の支給割合に準じて決定しています。

(2) 議員の報酬月額

部長級職員との年収ベースでの均衡を考慮の上、常勤の特別職の改定に準じて決定しています。

3 今回の審議にあたっての基本的な考え方

このたび、特別職の報酬等を審議するにあたり、公平・公正な立場で、適正な額等を検討していくため、まず、これまでの審議会において、基本的な考え方としてきました特別職の報酬等の決定にかかる三つの原則について、次とおり、改めて確認しました。

(1) 「職務責任原則」

特別職の報酬等は、その職務の性格及び責任の度合いに対応したものであること

(2) 「均衡原則」

当該地方公共団体における一般職や他の地方公共団体における相応の特別職と比較して、均衡を失しないものであること

(3) 「状況原則」

物価や賃金等の社会経済情勢の変動にも配慮し、十分妥当なものであること

#### 4 審議内容

本審議会においては、特別職の報酬等の決定にかかる上記の三つの原則を踏まえた、現状の各種データの調査及び検討等を行いました。

##### (1)「職務責任原則」

従前どおり、本市の市長をはじめとする常勤の特別職の給料月額及び議長、副議長及び議員の報酬月額について、それぞれの職責に応じた格差となっています。

##### (2)「均衡原則」

###### ① 本市一般職との均衡

###### ア 給料月額

平成26年度の人事院勧告を踏まえ、部長級職員の給料月額については、平均0.09%の引き上げを行っています。

また、部長級職員の平均年収と議員の年収を比較すると、部長級職員の平均年収については、議員の年収を0.28%上回っている状況にあります。

###### イ 地域手当

地域手当は、国家公務員の給与について、地域ごとの民間の賃金水準との均衡を図るために設けられた手当であり、人事院規則において、市町村ごとの地域別に支給率を定めるほか、特例的に、裁判所や税務署等の個々の官署ごとに指定する方式で支給率を定めています。

明石市に勤務する国家公務員の場合、明石市という地域での支給率は3%ですが、本市内の8官署のうち、市東部地域の明石税務署等、7官署に勤務する国家公務員については、隣接する神戸市が10%であることを考慮し、10%となっています。

本市職員の場合、地域としての支給率は3%であるものの、本市にあるほとんどの官署に勤務する国家公務員が10%の支給率であったことから、本手当の創設以来40年以上、10%としてきました。

しかしながら、平成24年度より、給与の適正化はもとより、財政健全化や市民の理解といった点も踏まえ、本市東部及び本市西部地域に勤務する職員の勤務地別の按分方式により、10%から7.5%に引き下げることをとしています。

具体的には、平成24年度から5年間をかけて、それまでの地域手当の支給率である10%から、平成28年度を7.5%として、毎年度△0.5%ずつ引き下げています。

なお、この地域手当の引き下げについては、平成24年度における市長等の特別職及び議員の報酬等の引き下げ改定に反映済みです。

#### ウ 給与制度の総合的見直し

平成26年度の人事院勧告に基づき、国においては、平成27年度から、給与制度の総合的見直しを行っています。

本見直しは、地域別及び年齢階層別の民間との給与水準の較差是正を図るため、給料月額を平均2%引き下げるとともに、引き下げ後の水準をベースに、改めて、地域ごとに民間給与との比較を行い、均衡がとれるよう地域手当の支給率を改定しようとするものです。

本市に勤務する国家公務員の場合、本市東部にある明石税務署等の官署の支給率は10%で変更ありませんが、地域ごとの支給率は3%から6%へ段階的に引き上げられることになりました。

本市職員についても、平成27年度から、総合的見直しを実施する考えでありましたが、同見直しを実施するにあたり、地域手当の支給率のあり方について、改めて検討を行った結果、広域異動のある国家公務員に適用される官署指定による支給率を、本市職員に適用することは妥当ではないとの結論に至り、総合的見直しを実施するのにあわせ、現行7.5%まで段階的に引き下げを行っている支給率を、将来的には6%まで引き下げる考えをもって、労使交渉を行いました。

しかしながら、交渉期間が十分とれないこともあり、労使妥結に至らず、総合的見直しは、平成28年度実施を目途に、引き続き、労使協議を行うことにしています。

なお、本市では、給与制度の総合的見直しを実施するまでの間、給与水準(ラスパイレス指数)及び人件費抑制効果面での国との均衡を図るため、平成28年1月の定期昇給を、原則、停止することとしています。

また、国においては、給与制度の総合的見直しを実施するものの、平成28年1月では、若年層を中心として、平均1号給程度の定期昇給があります。

これらのことにより、本市では、ラスパイレス指数引き下げのため、平成26年1月に行いました定期昇給の半減措置について、平成28年

1月において、1号給を復元することとしています。

ただし、これらの措置は、平成27年度のものであり、このたびの特別職と一般職の給与比較に影響を及ぼすものではありません。

## エ 退職手当

本市の一般職の職員の退職手当については、国家公務員に準じて、平成25年度から、3年間をかけて、段階的に約16%の引き下げを行っているところです。

また、これまで、本市が参考としてきた、兵庫県市町村職員退職手当組合に加入する自治体の一般職の職員の退職手当についても、本市と同様の引き下げが行われていることから、平成26年度、同組合において、特別職の退職手当についての検討が行われた結果、「一般職の職員の退職手当の段階的引き下げを踏まえ、支給率を引き下げるべきと考えるが、現行支給率が都道府県退職手当組合の平均支給率を下回っていることに加え、平成25年1月からの税制改正により、「長」においては約300万円の増税となったことを考慮し、端数の調整にとどめることが適当であると考え、平成28年4月から、市長・副市長の支給割合を△100分の1、教育長・公営企業管理者の支給割合を△100分の0.5引き下げる。」こととなりました。

## ② 他の地方公共団体との均衡

### ア 兵庫県下各市との均衡

市長の給料月額、兵庫県下29市中、上位9位となっており、期末手当（ボーナス）を含めた年間支給額で8位、退職手当を含めた任期分の総支給額ベースでは7位となっています。その他の常勤の特別職については、総支給額ベースで、副市長は7位、教育長は7位、公営企業管理者は6位、常勤監査委員は5位となっています。

また、議員の場合は、報酬月額は6位、期末手当を含めた年間支給額では6位となっています。

概ね、前年度と順位の変動はありませんが、いずれも、県下29市中、上位10位に入っている状況です。

### イ 全国類似団体との均衡

全国の地方公共団体中、本市と人口規模及び産業構造が類似した団体

は、「特例市」という区分で類型化されます。

市長の給料月額、全国の特例市40市中、上位11位となっており、期末手当を含めた年間支給額で8位、退職手当を含めた任期分の総支給額ベースでは19位となっています。その他の常勤の特別職については、総支給額ベースで、副市長は13位、教育長は20位、公営企業管理者は17位、常勤監査委員は16位となっています。

また、議員の場合は、報酬月額は8位、期末手当を含めた年間支給額では9位となっています。

概ね、前年度と順位の変動はありませんが、特例市40市中、市長、副市長及び議員は、比較的高い順位となっており、その他の特別職は中位程度となっています。

### (3) 「状況原則」

#### ① 社会経済情勢

我が国の経済の最近の動向は、平成27年2月の国の月例経済報告によりますと、景気は、個人消費などに弱さがみられるが、緩やかな回復基調が続いており、先行きについても、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、消費者マインドの弱さや海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクがあるものの、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される所であり、現下の経済状況は少し明るい兆しが見えはじめているものの、先行きは不透明であるという状況にあります。

#### ② 本市の財政状況

本市の財政状況は、収入面では、市税や地方交付金などの歳入が伸び悩む一方、歳出面では、少子高齢化の影響などにより福祉関係経費が増加しているほか、阪神・淡路大震災の市債発行に伴う公債費が高い水準で推移してきたことにより、非常に厳しい状況にあります。

そうしたなか、本市は事務事業の廃止や見直しをはじめ、正規職員数を平成10年のピーク時から2割以上減らすなど、行政改革に取り組んできましたが、なお発生する収支不足を埋めるため、市の貯金である基金を毎年取り崩す状況が続いており、平成7年度のピーク時には174億円あった基金残高は平成25年度末には74億円にまで減少しています。

ただし、基金残高については、平成21年度末が69億円、平成22～24年度末が70億円、平成25年度末が74億円、平成26年度末見込みが75億円と増加しており、直近の数年間においては、収支の均衡が図られております。

今後の収支見込みにつきましては、中心市街地活性化の核事業である明石駅前南地区市街地再開発事業、中学校給食の実施、土地開発公社の廃止に伴う借入金の返済などの支出があることから、平成32年度には財源不足を補うための基金が無くなることが推計されます。

このため、本市では、平成26年度から平成35年度までの明石市財政健全化推進計画において、「10年間での収支均衡」と「10年後の基金残高70億円を確保」を数値目標として掲げ、収支改善を図ることとしています。

特に、総人件費については、引き続き、総職員数の削減に努めるとともに、地域手当の引き下げ等による給与の適正化に取り組んでいます。

## 5 審議結果

これまでの考え方に基づいて、市長をはじめとする常勤の特別職の給料月額及び議員の報酬等の改定を考えると、下記のとおりとなります。

### (1) 市長をはじめとする常勤の特別職

#### ① 給料月額

これまでの本審議会の考え方を踏襲した場合、平成26年度の人事院勧告を踏まえた部長級職員の給与改定率である+0.09%に準じた改定を行うこととなりますが、改定率が僅少であるため、このたびは、改定を行わないことが妥当であると考えます。

#### ② 退職手当

これまでの本審議会の考え方を踏襲し、県下で最も低い兵庫県市町村職員退職手当組合の支給割合の引き下げに準じて、平成28年4月より、引き下げを行うことが妥当であるとの結論を得ました。

## (支給割合)

	支給割合 (現行)	引き下げ率	支給割合 (引き下げ後)
市長	100分の41	△100分の1	100分の40
副市長	100分の25	△100分の1	100分の24
教育長	100分の22	△100分の0.5	100分の21.5
公営企業管理者	100分の20	△100分の0.5	100分の19.5
常勤監査委員	100分の18.5	△100分の0.5	100分の18

## (支給金額)

	支給金額 (現行)	引き下げ額	支給金額 (引き下げ後)
市長	21,333,120	△520,300	20,812,800
市長(30%カット)	14,933,184	△364,224	14,568,960
副市長	10,740,000	△429,600	10,310,400
副市長(16%カット)	9,021,600	△360,864	8,660,736
教育長	7,740,480	△175,920	7,564,560
公営企業管理者	6,537,600	△163,440	6,374,160
常勤監査委員	4,688,640	△126,720	4,561,920

## (2) 議員

これまでの本審議会の考え方を踏襲した場合、部長級職員の平均年収が、議員の年収を、僅かに0.28%上回っていますが、ほぼ均衡していることから、このたびは、改定を行わないことが妥当であると考えます。

## (3) 実施時期

退職手当の引き下げについては、平成27年4月に市長及び市会議員の選挙があることから、選挙後の新体制のもと、方針を決定し、実施いただくことが妥当であるとの結論を得ました。

上記のとおり、これまでの考え方を前提にしつつ、今回の「常勤の特別職の報酬等」はどうあるべきかを提言しましたが、これまでの考え方である、「職務責任原則」、「均衡原則」、「状況原則」等を総合的に考慮するとする考え方を抜本的に修正した基準が作られないかぎり、今回の状況下で、これまでの考え



方を基本的に尊重しつつ、あるべき報酬等を考えることは、現実的に止むを得ないものと言わねばなりません。

しかし、このたびの審議結果は、本審議会の席上で見られた多くの委員の発言からも明らかなごとく、現状に対するマイナーチェンジにすぎず、言わば最低限の水準のものと解されるべきものであります。

したがって、審議会としては、このたびの改定にあたり、たとえ一つずつなっても、今後、反映されることを望むものを、次のとおり、「6 早急に取り組むべき課題」として、とりまとめました。市におかれては、今後の市政の運営において、この点を十分斟酌していただくようお願いします。

## 6 早急に取り組むべき課題

- (1) 市におかれては、財政健全化を進める中、一般職の給与に対しては、市民から厳しく注視されていることを、より真摯に受け止めるべきであると考えます。

とりわけ、給与の根幹である給料水準については、国家公務員を上回っていることは、決して許されるものではないと考えますので、すみやかに、ラスパイレス指数を100以下にする取り組みを進めるべきであると考えます。

- (2) 地域手当の支給率については、国の官署指定の支給率を反映することは、市民から見れば理解しがたく、適当ではないと考えます。

従って、本来の本市における地域指定の支給率である6%とすることを、あくまで目指すべきであり、その方向で報酬等や人件費（一般職員の）は決められなければならないと考えます。

- (3) 民間に比して、やや特異な、公務員の「現給保障」制度は、可及的速やかに止めるべきと考えます。

- (4) 報酬等を決めるルールとして、「国に準じて」や「人事院勧告による」以外の、何らかの新しい考え方やルールを、考える必要があるのではないだろうか。この想いをもって久しいものがあり、中長期的テーマとして、これからも強い関心を持っていきたいと考えています。

- (5) また、市の財政状況や健全化計画と特別職の報酬等とは、どのように関係づけられるべきものか、この点も引き続き検討を進めなければならないものと考えます。
- (6) 他の自治体との比較で言えば、やはり、本市の特別職の報酬等のあるべき値は、「特例市の平均」あたりを目指すべきであろうと考えます。
- (7) なお、一般職員の給与についても併せて、速やかに適正化を図るべきであることは言を俟ちませんが、他方で、職員の働く意欲をそぐことなく、高いインセンティブを促す仕組みづくりも不可欠であり、また、技術や蓄積されたノウハウの次世代への継承等についても、心をくたくべきと考えます。
- (8) 議員の活動状況の実態について、ほとんど知られていないことは、大きな問題です。現行の報酬は、議員の活動に照らして高すぎるのではないか。市民に対し、活動状況自体が明らかになるよう、さらに公開し、透明化されるよう努めるべきと考えます。
- さらに、議員定数の削減問題も看過されるべきでなく、報酬の水準とこの問題とはセットで検討されなければならないと考えます。

## 7 おわりに

本審議会は、市長をはじめとする特別職の報酬等について、できるだけ公平・公正な立場で、慎重に審議を重ねてまいりました。

どうか、市長におかれては、審議会の今後の取り組み内容を踏まえ、真剣に斟酌のうえ、一步ずつでも前進を図り、実際に具体的な数値として、的確に反映するよう強くお願いします。

今後、本審議会の開催にあたっては、これまでの本審議会の提言等が、市においてどこまで具体化されたか、その実績を分析し、検証することを前提として、新しい議論に入っていくことにしたいと考えます。

市においても、上記の審議会の提言等を、一つでも、二つでも出来るところから、スピード感を持って実現するよう努力していただくことを要望します。

< 審議経過 >

	開催日	審議内容
第 1 回	平成 27 年 2 月 6 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長及び会長代理の選出</li> <li>・ 資料の確認及びポイント説明(事務局)</li> <li>・ 特別職及び議員の報酬等について</li> </ul>
第 2 回	平成 27 年 3 月 3 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市議会議員の活動状況について</li> <li>・ これまでの審議における基本的な考え方について</li> <li>・ 見直し案の検討</li> </ul>
第 3 回	平成 27 年 3 月 17 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見申出書の検討</li> </ul>

< 明石市特別職報酬等審議会委員 >

役 職	氏 名	所 属 団 体 等
会 長	佐々木 弘	神戸大学名誉教授
会長代理	柴田 達三	明石商工会議所顧問
委 員	伊賀 文計	明石市医師会会長
委 員	衣笠 泰博	公募委員
委 員	澤田 瑞穎	明石市連合自治協議会顧問
委 員	高橋 一栄	公募委員
委 員	竹内 順哉	明石労働者福祉協議会会長
委 員	田中 文雄	公募委員
委 員	松原 由美子	明石市連合子ども会育成連絡協議会会長
委 員	水田 美穂	公募委員
委 員	和田 美耶子	明石市女性団体協議会会長

(敬称略、委員は 50 音順)

## 明石市一般職職員（部長級）の給与改定の変遷

	給料月額 改定率	給料表	地域手当 (%)	複利計算	期末勤勉 手当(月)	年間総支 給月数	総支給月 数割合	全体改定 率	備 考
平成6年度	1.04%	増額改定	10	1.128	5.20	17.20	1.078	1.216	
平成7年度	0.46%	増額改定	10	1.139	5.20	17.20	1.078	1.228	
平成8年度	0.37%	増額改定	10	1.143	5.20	17.20	1.078	1.233	
平成9年度	0.48%	増額改定	10	1.154	5.25	17.25	1.082	1.248	
平成10年度	0.38%	増額改定	10	1.166	5.25	17.25	1.082	1.261	
平成11年度	0.00%	増額改定	10	1.166	4.95	16.95	1.063	1.239	
平成12年度	0.12%	改定なし	10	1.167	4.75	16.75	1.050	1.226	
平成13年度	0.08%	改定なし	10	1.168	4.70	16.70	1.047	1.223	
平成14年度	△2.10%	減額改定	10	1.143	4.65	16.65	1.044	1.194	
平成15年度	△1.18%	減額改定	10	1.130	4.65	16.65	1.044	1.180	
平成16年度	—	改定なし	10	1.130	4.40	16.40	1.028	1.162	
平成17年度	△0.33%	減額改定	10	1.126	4.45	16.45	1.031	1.162	
平成18年度	—	改定なし	10	1.126	4.40	16.40	1.028	1.158	
平成19年度	△6.93%	減額改定	10	1.048	4.45	16.45	1.031	1.081	(国)指定職・議員ボーナス改定見送り。 (明石市)特別職ボーナス改定見送り。
平成20年度	—	改定なし	10	1.048	4.50	16.50	1.034	1.084	
平成21年度	△0.25%	減額改定	10	1.046	4.15	16.15	1.013	1.059	6級まで△0.20% 7級以上△0.30%
平成22年度	△1.67%	減額改定	10	1.028	3.95	15.95	1.000	1.028	40歳以上△0.10% 55歳を超え、6級以上(行政)の者△1.5%
平成23年度	△0.47%	減額改定	10	1.023	3.95	15.95	1.000	1.023	40歳台で最大△0.4% 50歳台で最大△0.5%
平成24年度	—	改定なし	7.5	1.000	3.95	15.95	1.000	1.000	地域手当10%→7.5%
平成25年度	—	改定なし	7.5	1.000	3.95	15.95	1.000	1.000	55歳を超える職員の昇給停止
平成26年度	0.09%	増額改定	7.5	1.0009	4.10	16.10	1.009	1.010	改定率平均0.3% 3級以上の高位号給は据置 勤勉手当+0.15月
平成27年度	未定	未定	7.5	1.0009	4.10	16.10	1.009	1.010	

平成24年度

平成27年度

平成24年度を1とした場合 1.000 → 1.0009 = 0.09%

## 議員と部長級職員の年収額の比較

(単位：円)

年度	区分	月額						年間計(月額)	期末勤勉	年収	差額率
		給料	地域手当	扶養手当	管理職手当	月額計					
平成26年度 (地域手当△2.5%)	部長級	463,604	44,692	19,500	112,800	640,596	7,687,152	2,517,403	10,204,555		
	議員	602,000	0	0	0	602,000	7,224,000	2,925,720	10,149,720		
	差額	△138,396	44,692	19,500	112,800	38,596	463,152	△408,317	54,835	0.54%	
平成27年度見込 (地域手当△2.5%)	部長級	462,178	44,585	19,500	112,800	639,063	7,668,756	2,509,862	10,178,618		
	議員	602,000	0	0	0	602,000	7,224,000	2,925,720	10,149,720		
	差額	△139,822	44,585	19,500	112,800	37,063	444,756	△415,858	28,898	0.28%	

## 明石市特別職等の退職手当改定後の報酬額等について

		月 額			期末手当			年間支給額			退職手当(※)				1期分支給額		
		額	H26順位		額	H26順位		額	H26順位		支給割合	額	H26順位		額	H26順位	
			県下	特例		県下	特例		県下	特例			県下	特例		県下	特例
現 行	市長	1,084,000	9	11	5,268,240	7	7	18,276,240	8	8	0.41	21,333,120	6	24	94,438,080	7	19
	市長(30%カット)	758,800	27	36	3,687,768	23	32	12,793,368	26	36	0.41	14,933,184	25	32	66,106,656	27	33
	副市長	895,000	8	12	4,349,700	6	8	15,089,700	8	9	0.25	10,740,000	6	26	71,098,800	7	13
	副市長(16%カット)	751,800	15	33	3,653,748	12	26	12,675,348	14	33	0.25	9,021,600	13	35	59,722,992	14	32
	教育長	733,000	8	26	3,562,380	6	17	12,358,380	8	23	0.22	7,740,480	4	21	57,174,000	7	20
	公営企業管理者	681,000	7	20	3,309,660	5	13	11,481,660	7	16	0.20	6,537,600	3	15	52,464,240	6	17
	常勤監査委員	528,000	5	19	2,566,080	5	15	8,902,080	5	18	0.185	4,688,640	4	11	40,296,960	5	16
	議長	732,000	7	6	3,557,520	7	4	12,341,520	7	6							
	副議長	667,000	5	6	3,241,620	6	5	11,245,620	6	6							
	議員	602,000	6	8	2,925,720	6	8	10,149,720	6	9							
退 職 手 当 改 定 後	市長	1,084,000	9	11	5,268,240	7	7	18,276,240	8	8	0.4	20,812,800	7	24	93,917,760	7	19
	市長(30%カット)	758,800	27	36	3,687,768	23	32	12,793,368	26	36	0.4	14,568,960	25	32	65,742,432	27	33
	副市長	895,000	8	12	4,349,700	6	8	15,089,700	8	9	0.24	10,310,400	7	26	70,669,200	7	13
	副市長(16%カット)	751,800	15	33	3,653,748	12	26	12,675,348	14	33	0.24	8,660,736	17	35	59,362,128	14	32
	教育長	733,000	8	26	3,562,380	6	17	12,358,380	8	23	0.215	7,564,560	4	21	56,998,080	7	20
	公営企業管理者	681,000	7	20	3,309,660	5	13	11,481,660	7	16	0.195	6,374,160	3	15	52,300,800	6	17
	常勤監査委員	528,000	5	19	2,566,080	5	15	8,902,080	5	18	0.18	4,561,920	4	11	40,170,240	5	16
	議長	732,000	7	6	3,557,520	7	4	12,341,520	7	6							
	副議長	667,000	5	6	3,241,620	6	5	11,245,620	6	6							
	議員	602,000	6	8	2,925,720	6	8	10,149,720	6	9							
差 額	市長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 0.01	△ 520,320	△ 1	0	△ 520,320	0	0
	市長(30%カット)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 0.01	△ 364,224	0	0	△ 364,224	0	0
	副市長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 0.01	△ 429,600	△ 1	0	△ 429,600	0	0
	副市長(16%カット)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 0.01	△ 360,864	△ 4	0	△ 360,864	0	0
	教育長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 0.005	△ 175,920	0	0	△ 175,920	0	0
	公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 0.005	△ 163,440	0	0	△ 163,440	0	0
	常勤監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 0.005	△ 126,720	0	0	△ 126,720	0	0
	議長	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
	副議長	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	0							

※ 退職手当改定後の退職手当額については、兵庫県市町村退職手当組合に準じて、平成28年4月から退職手当額の基礎となる支給割合を引き下げた場合の金額です。